

五 『国家衛生原理』が日本における衛生行政の最初の体系的書物であり、明治二十二年の日本の状況を顧みれば、後藤が、たとえ訳書あるいは補論つきの訳書であっても、本書を刊行したことは貴重な貢献である、しかし、従来のような後藤への、また『国家衛生原理』への評価は、変更しなければならない。

追記 貴重な史料・文献を検討する機会を与えて下さった宗田一氏、および岡山大学医学部図書館に深く感謝する。

(国立公衆衛生院衛生行政学部)

京都府立医科大学における解剖体について

山田久夫

京都府立医科大学（京府医大と略す）における解剖体追悼式は年二回、すなわち五月の第二土曜と十月の第一土曜日に、それぞれ大日山浄土宗安養寺および西本願寺において春季ならびに秋季法要として営まれ、その都度学長は、法要の対象とした創立以来の解剖御遺体の総数を報告することを恒例としている。ちなみに本年秋の式典では、昭和六十二年八月三十一日までの解剖体数として一七一九七体と報告されている。

京府医大はすでに創立百十五年を数えており、前記数値が正確な根拠に基づいて算定されているのか、誤りはないのかを一度ふり返って調査してみる必要を感じ、史的考察を行ったので報告する。

京府医大における遺体解剖は、栗田口山中の解剖場にお

いて、明治六年二月一〜四日に二体、九〜十三日にさらに二体が行われたのがはじまりとされているが、療病院内にもうけられた仮解剖所において行われた英国籍ドイツ人医師ヨンケル・フォン・ランゲツクの執刀による明治七年一月八日の病理解剖を第一号と数えている。すなわち当時流行していた結核性脳脊髄膜炎によって死亡した二十二歳の登幾女がそれにあたる。

さて、明治三十六年十月十日、本学における解剖体数が六〇〇例に達したのを機に、西本願寺において盛大な第四回法要が行われ、以後、毎年十月一日に同寺において秋の追悼式が営まれることになった。なお春の法要は明治三十九年以降継続して行われている。

現在は、解剖学、病理学並びに法医学教室においてそれぞれ別個に解剖体数を通算し、それに相当する番号を遺体に付しているが、その数はそれぞれ八〇四二、一〇二〇〇、一三三八（昭和六十二年八月三十一日現在）となっている。ただし解剖学における御遺体数は、死亡時を基準にしており実際の解剖数はそれより少ない。単純計算すると三教室の合計数は、先の法要時の報告数とは合致しない。

法医解剖記録は、昭和三十三年司法解剖が開始されて以来の通算番号であるので問題がない。病理剖検記録は、明治三十一年教室開設後、同年五月十六日に、三十二歳女性患者を角田隆教諭の執刀にてとりおこなって以来の番号で、剖検記録そのものである。少なくとも明治三十一年以後の解剖数については誤りはないと考えられる。解剖学教室の記録台帳は、同教室五代目教授（正式には教諭）に赤座寿恵吉が就任（明治三十四年一月）してからである。その第一号は、明治三十四年二月六日、肺結核で死亡した三十五歳男性例である。備考に、「病理解剖ヲナサズ、脳、脊髄ヲ取り出シ、学生実習ニ供ス」と記されている。この記載からも明らかのように、この台帳には病理解剖の分も含まれていた。病理剖検記録との対応が可能な明治三十四年九月二十三日までの間に、解剖学の台帳に十九体、病理剖検記録には十七体記入され（学生課所有の過去帳には、いずれの記録簿にも記されていない分がさらに一体ある）、このうち十四体が重複分で、解剖台帳の二、三、五、……十九が病理剖検記録の一四、一一五、一一六……一三〇と対応していた。しかし病理剖検記録一一七、一二二、一

二五のように解剖台帳に記載のないものもあったが、これらは病理解剖だけをおこなったと考えられた。すなわち重複分の解剖台帳をよく見ると、その多くは、病理解剖にて臓器摘出後、四肢などを学生実習に供した旨記入されていて、遺体そのものが重複しただけで、台帳は実際に解剖学教室で扱ったものを正しく記載していた事がわかった。さらに、解剖台帳にのみ記載の五体分については、学生実習用とはいえ、おそらくは系統解剖としてではなく、標本として使用したらしいことが記されている。

このような使用遺体の重複は昭和二十六年まで続けられ、解剖台帳番号六九六二、病理剖検番号四三六一（同年四月十八日）をもって終了し、それ以降は全く別個の遺体を使用してきたことになる。なお解剖台帳六九六七〜六九七一はいずれも昭和二十六年四月の死産例で、台帳には「病解」と記されているが、病理剖検記録には見あたらない。また、第二次世界大戦後、昭和二十六年まで解剖台帳には「法医」という備考記入のものがあるが、これは当時京都府におかれていた監察医務制度（病理学教室が担当）によるものである。さらに同時期には、産婦人科や外科の

標本用と記されているものも含まれている。

以上のように、学生課所有の過去帳、解剖台帳、病理剖検記録、法医解剖記録を比較した結果、少なくとも法要の対象となった遺体数についてはほぼ正しく伝えられているが、その内訳や解剖総数については不明が多く、さらに整理検討していく必要性を感じた。

終りに、これらの記録の供覧、集計整理に協力して下さった、病理学の芦原教授、土橋助教授、法医学の古村教授、大洞助手、および学生課職員の方々に深謝します。

（京都府立医大第一解剖）